

3 畜産経営飼料価格高騰支援事業

申請期限／令和5年2月3日(金)まで

穀物価格の上昇や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、飼料価格の高騰により畜産経営に影響を受けた市内の畜産農家に対し、配合飼料に係る経費の一部を支援します。

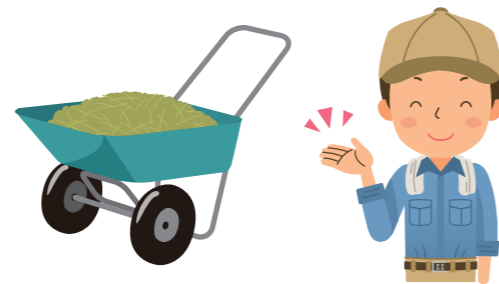
対象者 「配合飼料価格安定制度」に加入し、令和4年度以降も経営を継続する意思のある市内畜産農家(法人含む)

支給金額 1トン当たり600円(100円未満切捨て)

必要書類 ①市内畜産農家に対し、1月上旬に市から申請書を発送予定です。申請書の必要事項を記載し、郵送または各総合支所へ提出してください。
②令和4年度の配合飼料価格安定制度の契約数量が分かる契約書等の写し
③振込先口座が分かるもの

申請期限 令和5年2月3日(金)

問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30~17:15)



登米市産業経済部 〒987-0602 登米市中田町上沼字西桜場18番地
農政課 TEL:0220-34-2713 FAX:0220-34-2802
Eメールアドレス:nosei@city.tome.miyagi.jp



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う



市民・事業者への支援情報のお知らせ

本冊子は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の支援情報をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせください。



最新の情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。



支援情報一覧

- 1 燃料価格高騰対策施設園芸支援金
- 2 水田農業燃料等価格高騰支援事業
- 3 畜産経営飼料価格高騰支援事業



1 燃料価格高騰対策施設園芸支援金

申請期限／令和5年2月28日(火)まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年10月以降の燃料価格高騰により、経済的な影響を受けている市内の施設園芸農家及び施設で特用林産物を生産している農家に対し、支援期間を拡大して燃料費の一部を支援します。

対象者 加温設備を導入している市内の施設園芸農家及び施設で特用林産物を生産している農家(法人含む)

対象経費 ○令和3年10月から令和4年5月までの8か月間に園芸施設等の加温のために購入した燃料の購入費
○令和4年10月から令和5年1月までの4か月間に園芸施設等の加温のために購入した燃料の購入費

支援単価 1リットル当たり5円(1,000円未満切捨て)

必要書類 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、JAみやぎ登米園芸課、JA新みやぎ南三陸統括宮農センターの窓口でも取得できます。
①燃料価格高騰対策施設園芸支援金交付申請書兼請求書
※対象期間が令和3年10月から令和4年5月までの申請書(様式第1号)
※対象期間が令和4年10月から令和5年1月までの申請書(様式第2号)
②支援対象期間内において、施設の加温のために購入した燃料の油種、購入単価、購入量、購入日等が分かる書類(納品書、領収書等)
③振込先口座が分かるもの

申請期限 令和5年2月28日(火)

問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30～17:15)施設園芸
産業経済部農林振興課／0220-34-2709(平日 8:30～17:15)特用林産物



2 水田農業燃料等価格高騰支援事業

申請期限／令和5年2月3日(金)まで

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、燃料や電気料等価格の高騰により営農活動に影響を受けた市内の農業者に対し、光熱動力費等の一部を支援します。

対象者 市内農業者(法人含む) ※耕作面積が10a未満は対象外となります。

支給金額 10a当たり1,000円(1,000円未満切捨て)
※支給金額については、登米市農業再生協議会の情報を基に計算した額を通知します。
※主食用米に対する生産の目安を超えた面積は除外となります。
※転作作物の面積は水田活用の直接支払交付金の対象水田(麦・大豆・飼料作物・園芸作物等)とします。

申請手続き 該当される農家に対し、1月上旬に市から申請書を発送予定です。
申請書の記載内容を確認し、必要事項を記載して必要書類(振込口座が確認できる書類)を添付し、郵送または各総合支所へ提出してください。

申請期限 令和5年2月3日(金)

問い合わせ 産業経済部農政課／0220-34-2713(平日 8:30～17:15)

